

○豊島区保健福祉審議会条例施行規則

平成21年 9 月 24 日

規則第48号

改正 平成22年 3 月 30日規則第32号

平成24年12月26日規則第75号

平成27年 7 月 31日規則第70号

平成27年11月10日規則第85号

平成31年 3 月 14日規則第12号

令和 4 年 5 月 24日規則第49号

令和 5 年 2 月 1 日規則第13号

令和 5 年 3 月 30日規則第50号

令和 6 年 4 月 1 日規則第54号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊島区保健福祉審議会条例（平成21年豊島区条例第39号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、豊島区保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、それぞれ各号に定める人数の範囲内において、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 6 人以内
- (2) 区議会議員 4 人以内
- (3) 保健医療関係者 4 人以内
- (4) 社会福祉関係者 3 人以内
- (5) 区内関係団体構成員 5 人以内
- (6) 区民 3 人以内
- (7) 区職員 3 人以内

(令 4 規則49・一部改正)

(令 6 規則54・一部改正)

(意見聴取等)

第 3 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会の会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第4条 会長は、区長の諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により選出する。

4 委員会は、委員長が招集する。

5 委員長は、委員会の事務を統括し、委員会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。

6 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事)

第5条 審議会の調査・審議を補佐するため、幹事を置く。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第32号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27年7月31日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区保健福祉審議会条例施行規則別表の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年11月10日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則の施行後の豊島区保健福祉審議会条例施行規則別表の規定は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（平成31年3月14日規則第12号）

平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和４年５月２４日規則第４９号）

この規則は、令和４年６月３日から施行する。

附 則（令和５年２月１日規則第１３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年４月１日規則第５０号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年４月１日規則第５４号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊島区保健福祉審議会条例施行規則の規定は令和６年４月１日から適用する。

別表（第 5 条関係）

（令 4 規則49・全改、令 5 規則13・令 5 規則50・令 6 規則54・一部改正）

幹事	福祉部福祉総務課長 福祉部自立促進担当課長 福祉部高齢者福祉課長 福祉部障害福祉課長 福祉部障害福祉サービス担当課長 福祉部生活福祉課長 福祉部西部生活福祉課長 福祉部介護保険課長 池袋保健所長 健康部地域保健課長 健康部生活衛生課長 健康部保健予防課長 健康部健康推進課長 健康部長崎健康相談所長 政策経営部企画課長 子ども家庭部子ども若者課長 子ども家庭部子育て支援課長 児童相談所長 子ども家庭部児童相談課長 子ども家庭部子ども家庭支援センター所長 都市整備部住宅課長
----	---